

4財務省第11入札等監視委員会

令和元年度 第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和2年6月12日(金) 四国財務局607会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和2年1月1日(水)～令和2年3月31日(火)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	3件	契約件名: 高松国税総合庁舎1階多機能便所オストメイト設置ほか工事 契約相手方: 株式会社山装(法人番号3500001004203) 契約金額: 2,915,000円 契約締結日: 令和2年2月6日 担当部局: 高松国税局
		契約件名: 令和元年度善通寺陸軍墓地法面改修工事 契約相手方: サヌキ土木株式会社(法人番号9470001008020) 契約金額: 6,050,000円 契約締結日: 令和2年1月9日 担当部局: 四国財務局
		契約件名: 令和元年度屋島住宅15号棟屋上防水改修工事 契約相手方: 株式会社山装(法人番号3500001004203) 契約金額: 3,135,000円 契約締結日: 令和2年1月20日 担当部局: 四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名: 徳島署及び松山署高速カラープリンタ等の購入(2台) 契約相手方: プリントネットワーク株式会社(法人番号6470001003676) 契約金額: 12,337,600円 契約締結日: 令和2年1月24日 担当部局: 高松国税局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	—	—
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「高松国税総合庁舎1階多機能便所オストメイト設置ほか工事」 契約相手方：株式会社山装 契約金額：2,915,000円 契約締結日：令和2年2月6日 担当部局：高松国税局</p> <p>変更契約を行った要因は何か。</p> <p>変更契約で金額が上昇した理由（要因）は何か。</p>	<p>変更契約に至った原因は、大きく2つある。 まず1つ目の原因は、レイアウト変更の見直しである。 オストメイト用設備が想定していた以上に前面にせり出し、車いすの通行を妨げる可能性があることが分かったため、レイアウトを抜本的に見直した。 2つ目の原因は、新型コロナウイルスの世界的な流行による影響である。 当初契約締結直後の時期からトイレ用品メーカーにおいて洗浄便座の新規受注を見合わせる事態となり、工期中の納品が不可能であることが分かったためである。</p> <p>レイアウト変更に伴い、工事内容として手洗い面台及びベビーチェア・ベッドの移設とそれに伴う配管工事等が増加したためである。</p>
<p>【案件2】 「令和元年度善通寺陸軍墓地法面改修工事」 契約相手方：サヌキ土木株式会社 契約金額：6,050,000円 契約締結日：令和2年1月9日 担当部局：四国財務局</p> <p>この墓地は、現在ではどのような使われ方をしているのか。</p> <p>墓石は陸軍の方のものなのか。また、祭祀は市が行っているのか。</p> <p>今回、再度入札において担当者が不在のため不参加となった会社があるが、仮にその会社が落札した場合はどうなるのか。担当者が不在の場合は、落札とはならないのか。</p>	<p>現状においても、陸軍墓地として使用されている。</p> <p>陸軍の方の墓石が設置されている。 祭祀は行われておらず、市が維持管理を行っている。 なお、地元のボランティアが年3～4回ほど草刈りなど行っていると聞いている。</p> <p>仮に1回目で落札した場合、入札システムにおいては落札した旨の通知が送信されるのみであり、当日担当者が不在であっても、落札となり、翌日以降手続を行い、契約を行うことになる。</p>

今回は予定価格の積算に当たり見積を徴求した3者が
応札したということか。

予定価格を3者からの見積書の平均値としたにも関わ
らず、1回目で落札しなかったのはなぜか。

【案件3】

「徳島署及び松山署高速カラープリンタ等の購入(2台)」

契約相手方：プリントネットワーク株式会社

契約金額：12,337,600円

契約締結日：令和2年1月24日

担当部局：高松国税局

今回のような高性能なプリンタが必要か。

保守契約はどうなっているのか。

リース契約等も検討したのか。

【案件4】

「令和元年度屋島住宅15号棟屋上防水改修工事」

契約相手方：株式会社山装

契約金額：3,135,000円

契約締結日：令和2年1月20日

担当部局：四国財務局

入札参加業者が2者で少ないのではないか。

当該3者による応札であった。

1回目の開札で落札しなかったのは、予定価格算出
時に提出した見積額よりも入札した3者全てが、増額
して応札したためである。

業者側からすれば、応札時点で抱えている工事量や
今後の職人の手配など不確定要素を含めて、応札額を
決定するため、見積書を提示する時点の見積額と、応
札額には違いがあり、今回はそのことが要因と考えて
いる。

署からの要望、働き方改革の推進及び事務効率等を
勘案して今回の「要求仕様」とした。

一般的な購入の保守では、購入日より6か月間、又
は、トータルカウンター50万枚のいずれか早期に到達
した場合までしか行われぬが、今回は通常業務時間
内及び時間外の修理、定期的メンテナンス等の保守に
ついては、購入から一年間程度の保守を行うことを仕
様に盛り込んでいる。

業者から購入及びリース契約の支払金額の違いにつ
いて意見聴取したが、リース契約した場合は、本体価
格の支払総額が購入よりも利息分(リース率)だけ高
額になることが分かった。

また、リース契約の印刷費用についても、インクを
購入する方式、また、毎月のプリント枚数に応じて課
金する方式があり検討したが、購入した方が安いため、
購入することになった。

入札参加業者が2者となった要因については、受注
者からは、「年度末を迎え、一般的には業種として忙

<p>受注者の応札金額に比べて、もう 1 者の応札金額がかなり高額となっているが、その金額で応札した理由は何か。</p>	<p>しい時期」と聞いており、防水工職人の手配ができな いため、参加者が 2 者にとどまったのではないかと考 えられる。</p> <p>受注できなかった業者は、工事中の案件を抱えてい たため、防水工職人の手配の困難さを踏まえて単価を 高く設定し、応札したのではないかと考えられる。</p>
--	--